

名古屋市立大学における競争的研究費等の取扱いに関する規程

(一部改正 令和5年達第52号)

(目的)

第1条 この規程は、名古屋市立大学（以下「本学」という。）における競争的研究費等の取扱いに関して、適正に運営及び管理をするために必要な事項を定めることを目的とする。

(一部改正 令和5年達第52号)

(適用範囲)

第2条 競争的研究費等の運営及び管理については、関係法令、公立大学法人名古屋市立大学（以下「法人」という。）の規程その他特別の定めのある場合を除くほか、この規程の定めるところによる。

(一部改正 令和5年達第52号)

(定義)

第3条 この規程において「競争的研究費等」とは、国、地方公共団体又は独立行政法人等公的機関から配分される競争的資金を中心とした公募型の研究資金をいう。

2 この規程において、「部局」とは、本学の各研究科その他理事長が定める組織をいう。

(一部改正 平成31年達第63号、令和5年達第52号)

(責任と権限)

第4条 本学の競争的研究費等の適正な運営及び管理に資するため、本学に最高管理責任者、統括管理責任者、コンプライアンス推進責任者及びコンプライアンス推進副責任者を置く。

(1) 最高管理責任者は、本学全体を統括し、競争的研究費等の運営及び管理について最終責任を負うものとし、学長をもって充てる。

(2) 統括管理責任者は、最高管理責任者を補佐し、競争的研究費等の運営及び管理について本学全体を統括する実質的な責任と権限を持つものとし、研究を担当する理事をもって充てる。

(3) コンプライアンス推進責任者は、部局における競争的研究費等の運営及び管理について統括する実質的な責任と権限を持つものとし、部局の長をもって充てる。

(4) コンプライアンス推進副責任者は、コンプライアンス推進責任者を補佐し、日常的に目が届き、かつ、実効的な管理監督を行うものとし、各部局で選出された教員又は事務長、室長若しくは課長をもって充てる。

2 最高管理責任者は、統括管理責任者及びコンプライアンス推進責任者に対して競争的研究費等の運営及び管理が適切に行えるよう、必要な措置を講じなければならない。

3 最高管理責任者は、競争的研究費等の取扱いについて、運営及び管理の方

針その他重要な事項を定める場合は、名古屋市立大学研究不正防止対策委員会に関する規程（平成19年公立大学法人名古屋市立大学達第50号）に定める研究不正防止対策委員会（以下「対策委員会」という。）にその意見を聴くものとする。

（一部改正 平成26年達第54号、平成31年達第63号、令和2年達第81号、令和5年達第52号、令和5年達第190号）
（経理事務の準拠）

第5条 競争的研究費等に係る契約、旅費支給、給与・謝金支給等の経理に関する取扱いは、別に定めのある場合のほか、公立大学法人名古屋市立大学会計規程（平成18年公立大学法人名古屋市立大学達第60号。以下「会計規程」という。）その他法人が定める規程等の規定の例による。

（一部改正 令和5年達第52号）

（誓約書の提出）

第6条 最高管理責任者は、競争的研究費等の不正な使用（以下「不正使用」という。）を防止するため、競争的研究費等の使用、運営及び管理に関わる教職員等に、別に定める様式により不正使用を行わない旨の誓約書をコンプライアンス推進責任者あて提出させるものとする。

2 前項の提出を行う教職員等の範囲は、部局の長が定めるものとする。

（一部改正 平成26年達第54号、令和5年達第52号）

（研修会等）

第7条 最高管理責任者は、不正使用を防止するため、研修会等により、競争的研究費等の使用、運営及び管理に関わる全ての教職員等の規範意識向上を図るものとする。

（一部改正 令和5年達第52号）

（調査）

第8条 最高管理責任者は、本学内外からの通報及び内部監査等により、不正使用に係る調査が必要であると認められる場合は、統括管理責任者に対し、対策委員会において調査を行う旨要請することができる。

（検収員）

第9条 物品等の検収業務は、会計規程等の定めに基づき行うものとし、この業務にあたるため部局に検収員を置くものとする。

2 検収員は、公立大学法人名古屋市立大学契約規程（平成18年公立大学法人名古屋市立大学達第78号）第45条に定める検査員をもって充てる。

（通報窓口）

第10条 本学における不正使用に適切に対応するため、学内外からの通報及び情報提供を受け付ける窓口（以下「通報窓口」という。）を設置する。

2 通報窓口は、監査室に設置し、その業務内容は名古屋市立大学における研究上の不正に関する取扱規程（平成19年公立大学法人名古屋市立大学達第49号）第4条の定めるところによる。

(監査)

第11条 競争的研究費等の適正な管理のため、公立大学法人名古屋市立大学内部監査規程（平成19年公立大学法人名古屋市立大学達第95号。以下「内部監査規程」という。）に基づき、公正かつ適切な監査を実施するものとする。

2 監査室は、内部監査規程に基づき監査を実施するとともに、不正使用が発生しやすい要因に着目した監査を実施するものとする。

(一部改正 令和5年達第52号)

(不正使用に係る処分等)

第12条 競争的研究費等について不正使用があったと認められる場合には、懲戒処分等を行うものとする。この場合における必要な手続は、学長が別に定める。

(一部改正 平成26年達第54号、平成27年達第52号、令和5年達第52号)

(その他)

第13条 この規程に定めるもののほか、競争的研究費等の取扱いに関し必要な事項は、学長が定める。

(一部改正 平成26年達第54号、令和5年達第52号)

附 則

1 この規程は、平成25年4月1日から施行する。

2 公的研究費の適正な運営及び管理を行う責任者等の設置に関する規程（平成19年公立大学法人名古屋市立大学達第69号）は、廃止する。

附 則（平成26年公立大学法人名古屋市立大学達第54号）

この規程は、平成26年4月1日から施行する。

附 則（平成27年公立大学法人名古屋市立大学達第52号）

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

附 則（平成31年公立大学法人名古屋市立大学達第63号）

この規程は、平成31年4月1日から施行する。

附 則（令和2年公立大学法人名古屋市立大学達第81号）

この規程は、発布の日から施行し、令和2年4月1日から適用する。

附 則（令和5年公立大学法人名古屋市立大学達第52号）

この規程は、発布の日から施行し、この規程による改正後の第4条第1項第1号、第12条後段及び第13条（学長に係る部分に限る。）の規定は、令和4年4月1日から適用する。

附 則（令和5年公立大学法人名古屋市立大学達第190号）

この規程は、発布の日から施行し、この規程による改正後の名古屋市立大学における競争的研究費等の取扱いに関する規程の規定は、令和5年4月1日から適用する。